

百年の杜 訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社健康館が開設する、百年の杜 訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条

- 1 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等^{3) 13) 17) 19)}
看護師・准看護師 2.5人以上(常勤換算)
理学療法士・作業療法士 1人以上

看護師等（准看護師、理学療法士及び作業療法士は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

准看護師、理学療法士は、訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。
訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。⁴⁾

(営業日及び営業時間)

第4条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から1月3日¹⁾までを除く。
- 2 営業時間 午前8:30時～午後17:30時までとする。
- 3 訪問看護サービス提供対応日 年中全て対応する。
- 4 訪問看護サービス提供対応時間 午前8時30分～午後17時30分までとする¹⁴⁾
- 5 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業所の名称及び所在地、事業所番号⁵⁾)

第5条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。¹⁷⁾

- 1 名称 百年の杜 訪問看護ステーション
- 2 所在地 神奈川県足柄下郡湯河原町中央5-5-5 トモズヴィラ 201号室
- 3 1461390053⁵⁾

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)¹⁹⁾

第7条

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

2 百年の杜 訪問看護ステーションは、訪問看護に関する交通費を営業区域に関わらず、徴収しないこととする。

3 第7条1の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）¹⁷⁾

第8条 通常の事業の実施地域は、湯河原町、真鶴町、中郡大磯町、中郡二宮町、小田原市、熱海市（一部区間）の区域とする。

熱海市(一部区間)は、下記とする。

泉、伊豆山、熱海、緑ヶ丘町、林ガ丘町、桃山町、海光町、春日町、梅園町、西山町、咲見町、田原本町、海光町、水口町、小嵐町、桜町、和田町、昭和町、和田浜南町、清水町、渚町、中央町、銀座町、東海岸町、上宿町、福道町

また、その他の地域については応相談する。^{11) 12)}

（緊急時等における対応方法）

第9条

1 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第10条

1 事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族・主治医や医療機関・市町村・居宅介護支援事業者（又は介護予防支援事業者）・関係者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずる。

2 状況及び事故に対する処置状況の一連について記録を行なう。

3 事業の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
但し、ステーションの故意又は過失によらない場合は、この限りでは無い。

4 前項3の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情解決)

第11条

- 1 提供した事業に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。
- 2 苦情を受けた場合には、苦情の内容等の記録を行なう。
- 3 介護保険法の規定により、市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力すると共に、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

苦情申立の窓口^{6) 17) 19)}

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地：神奈川県足柄下郡湯河原町中央5-5-5 トモズヴィラ201号室 電話番号：0465-64-0837 FAX番号：0465-43-6789 受付時間：8:30～17:30（土日祝日除く）
-------------------------------------	--

介護保険の苦情や相談に関しては、下記の相談窓口^{6) 17) 19)}

湯河原町にお住まいの方	■湯河原町役場 介護課 ■TEL : 0465-63-2111 ■受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分
真鶴町にお住まいの方	■真鶴町役場 健康長寿課 ■TEL : 0465-68-1131 ■受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分
大磯町にお住まいの方	■大磯町役場 福祉課 高齢福祉係 ■TEL : 0463-61-4100 (代表) ■受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分
二宮町にお住まいの方	■二宮町役場 高齢介護課 ■TEL : 0463-71-3311 (代表) ■受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分
小田原市にお住まいの方	■小田原市役所 高齢介護課 ■TEL : 0465-33-1827 ■受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分

熱海市にお住まいの方	<p>■熱海市役所 長寿介護課 ■TEL : 0557-86-6282 ■受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>■静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 ■TEL : 054-253-5590 ■受付時間 : 午前9時00分～午後5時00分</p>
神奈川県にお住まいの方	<p>■神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係 ■TEL : 045-329-3447 ■TEL : 0570-022110 ■FAX : 045-317-9959 ■受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)</p>

(虐待防止)

第12条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 成年後見制度の利用支援。苦情解決体制の整備。
- 2 従業者にたいする虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 4 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。¹⁹⁾
- 5 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。¹⁹⁾
- 6 虐待防止のための指針の整備¹⁹⁾

(その他運営に関する重要事項)

第13条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1か月月以内
 継続研修 年1回
- 2 看護師等の清潔の保持及び、健康状態について、必要な管理(1年に一回健康診断の実施)を行う。また、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。⁷⁾
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 健康館と百年の杜 訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

- 1) この規程は、平成27年1月16日から施行する。
- 2) この規程は、平成27年6月4日から施行する。
- 3) この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 4) この規程は、平成27年8月27日から施行する。
- 5) この規程は、平成27年8月27日から施行する。
- 6) この規程は、平成27年8月27日から施行する。
- 7) この規程は、平成27年8月27日から施行する。
- 8) この規程は、平成28年5月1日から施行する。
- 9) この規程は、平成28年5月1日から施行する。
- 10) この規程は、平成28年5月1日から施行する。
- 11) この規程は、平成28年5月1日から施行する。
- 12) この規程は、平成28年5月1日から施行する。
- 13) この規程は、平成28年9月11日から施行する。
- 14) この規程は、平成28年9月15日から施行する。
- 15) この規程は、平成28年9月15日から施行する。
- 16) この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- 17) この規程は、令和2年8月1日から施行する。
- 18) この規程は、令和4年8月1日から施行する。
- 19) この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 20) この規定は、令和6年8月1日から施行する。